

我が国の地震防災に関する法律体系

観測体制

特別な応急対策

防災施設整備の支援

調査研究体制

災害全般への
対策の基本

災害対策基本法（S36）～ 防災組織、防災計画、災害予防・災害応急対策・災害復旧等～

全国における
地震対策

地震防災対策特別措置法（H7）

- ・避難地・避難路・消防用施設等28施設等の整備を計画的に推進
- ・うち7施設等の事業について国庫補助率の嵩上げ

- ・地震調査研究推進本部の設置
- ・地震に関する観測、測量、調査、研究の推進

直前予知を
前提とした
大規模地震
対策

大規模地震対策特別措置法（S53）

地震予知に資するための観測・測量体制の強化等

警戒宣言後の住民避難や各機関の応急対策活動、防災施設の整備をあらかじめ計画

直前予知を前提とした警戒避難体制

地震財特法（S55）

- ・避難地・避難路・消防用施設等17施設等の整備を計画的に推進
- ・うち3施設等の事業について国庫補助率を嵩上げ

予知体制が確立した場合

東南海・南海
地震対策

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H14）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H16）

日本海溝・
千島海溝
周辺海溝型地
震対策

観測・測量施設等の整備努力

防災施設の整備、津波からの円滑な避難等をあらかじめ計画